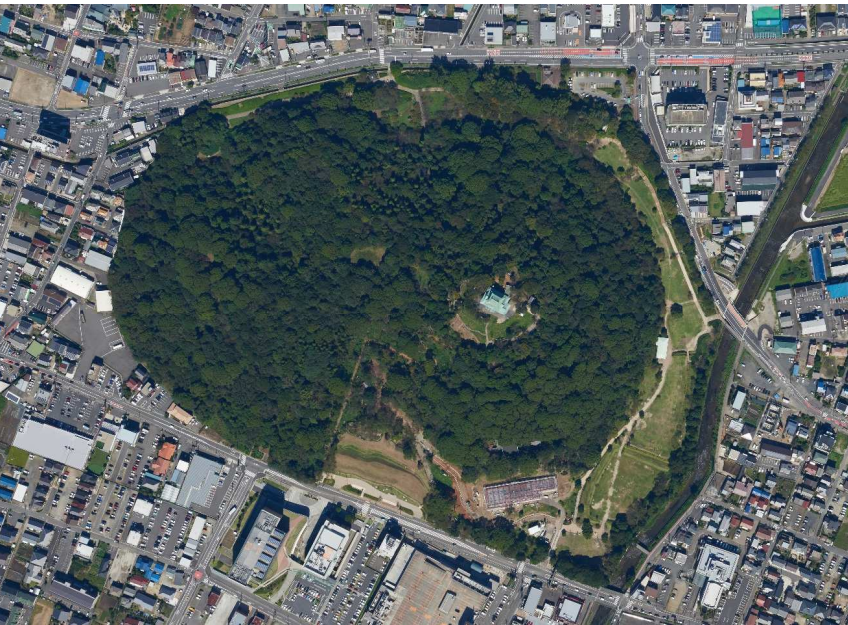


『史跡小牧山保存活用計画書』（概要版）

1. 計画策定の沿革と目的（第1章）

小牧山の管理、整備等は、これまで平成 11 年 3 月に策定した『史跡小牧山整備計画基本構想』に基づき行ってきましたが、構想策定から 20 年が経過し、整備実施区域の増加や以前からある施設の老朽化、樹木のあり様等史跡の状況が策定当時より大きく変化してきています。また、整備のために進めている発掘調査により、史跡に対する新たな知見が加わっており、同構想では対応が難しくなってきました。

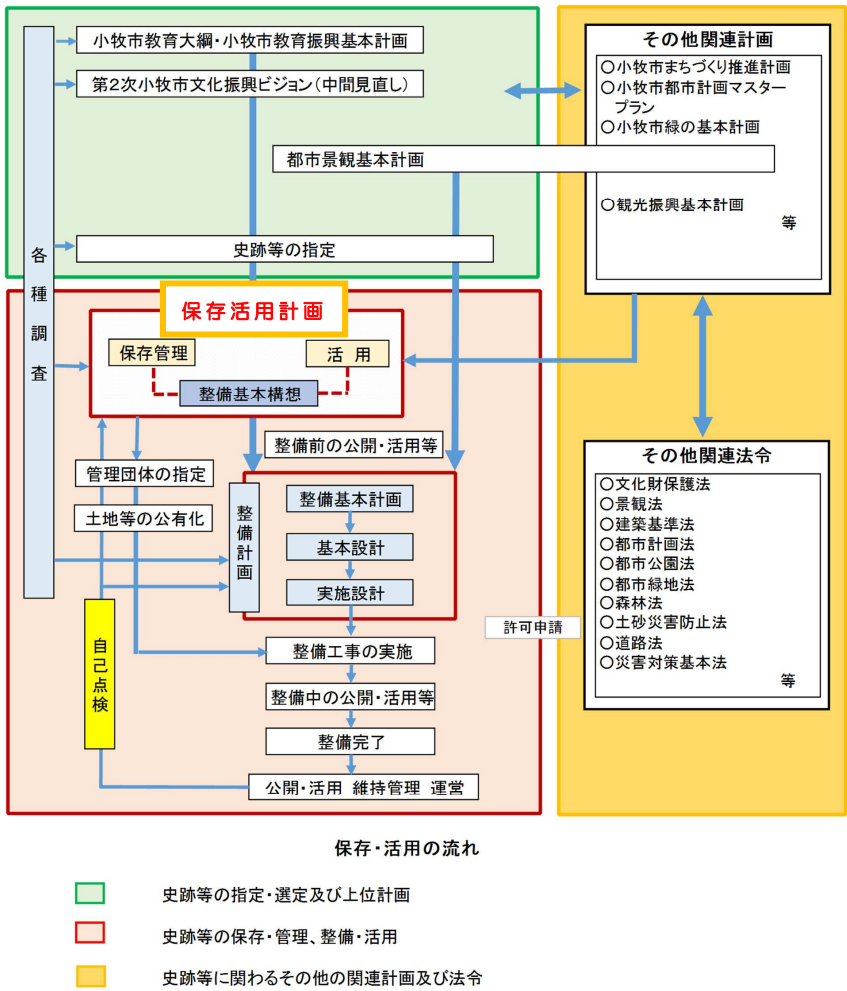
このため、貴重な文化財である史跡小牧山について、改めて本質的価値を明らかにし、その構成要素を確認するとともに、現状を把握して保存や活用、整備、それらを行う体制等についての方向性を定め、小牧山の持つ価値を守り、後世に伝えていくため、史跡小牧山保存活用計画（本計画）を策定しました。



史跡小牧山全景

○保存活用計画と他の計画との関係

※史跡小牧山保存活用計画は、小牧山の保存・活用・整備の最上位計画となるものです



2. 史跡小牧山の概要（第2章）

- ・永禄6年（1563）、織田信長は小牧山に初めて城を築き、清須から居城を移しました。山頂から山麓にかけて多数の曲輪を築き、小牧山の南側には計画的に城下町を築きました。
- ・永禄10年に信長が美濃の斎藤龍興を攻略して稲葉山城（岐阜城）へ移ると、小牧山城は廃城となりました。
- ・天正12年（1584）、羽柴（豊臣）秀吉と織田信雄・徳川家康連合軍が戦った小牧・長久手の戦いでは、小牧山は信雄・家康連合軍の主陣地となり、信長の城跡に大規模な改修が加えられました。戦いの後、小牧山城は再び廃城となりました。
- ・江戸期には尾張徳川家の所有となり、一般の入山が禁止されたことなどにより、山の中の土塁や堀等の遺構が良好な状態で残されました。
- ・小牧山は歴史的にも価値があり、遺構の残りの良いことなどから、昭和2年10月26日に国の史跡に指定されました。

3. 史跡小牧山の価値と構成要素（第3章）

本計画書を策定するにあたり、改めて史跡小牧山の価値を明示し、さらにその価値を構成する諸要素の洗い出しを行いました。

【史跡指定地の本質的価値】

- ・織田信長がはじめて自ら築いた城である
- ・小牧・長久手の戦いで織田信雄・徳川家康連合軍が本陣を置いた場所（山）である
- ・尾張藩の留山（藩が管理した山林）であった山である
- ・名古屋城築城にあたり石切り丁場（調達先）となった地である
- ・小牧山に関わる城郭（岐阜城や小牧・長久手の戦いにおける砦）などとの位置関係を理解できる眺望を有するとともに、緑豊かな環境を有する独立丘である

【史跡指定地の本質的価値に準する価値】

- ・城として使われたことや石切丁場となった以外にも歴史（旧石器時代～縄文時代、古代、中世）を有する史跡である
- ・近代以降の小牧山の歴史を物語る歴史的建造物（創垂館）を有する史跡である
- ・近代以降の小牧山の歴史を物語る遺構（防空壕等）を有する史跡である

4. 現状・課題（第4章）、史跡小牧山の保存活用の大綱（第5章）

小牧山における保存、活用、整備、運営・体制の整備の現状と課題を、史跡指定地全体と第3章で明示した小牧山の価値ごとに把握を行いました。これらの現状と課題を踏まえて、史跡小牧山の保存活用の大綱を定めました。

大綱

史跡小牧山の望ましい将来像として次のとおり大綱を示す。

- 1 史跡小牧山の価値を保存し確実に後世に伝える。
- 2 調査研究を継続して行い、史跡小牧山の価値のさらなる解明を進め、保存、活用を図る。
- 3 史跡小牧山の価値を顕在化するとともに調査研究成果に基づく活用を図り、市民や史跡来訪者が小牧山に親しみをもち、小牧山だけでなく地域の歴史や文化を学べる場を創出する。
- 4 史跡の価値を維持し、それを正しく、わかりやすく伝えることができる整備を進める。
- 5 史跡小牧山の保存、活用を着実に推進していくため、市教育委員会他庁内関係部署のみでなく、市民、ボランティア等多様な団体等との連携を含めた体制を整える。

5. 保存（保存管理）、活用、整備、運営・体制の整備の基本方針・方向性・方法（第6～9章）

史跡小牧山の保存活用の大綱に基づき、保存（保存管理）、活用、整備、運営・体制の整備の基本方針・方向性・方法を定めました。

保存（保存管理）の基本方針・方向性・方法

- ・史跡小牧山の価値を構成する諸要素を確実に後世へ伝える。
- ・史跡指定地を構成する諸要素の保存方法に基づき、保存のための取り組みを進める。
- ・保存管理のため調査研究を継続して進めていく。
- ・現状変更に関する方針を定め、適切に運用を図る。
- ・日常管理、き損箇所の把握を確実に行う。
- ・市内外に史跡の価値を伝え、史跡の保存について理解を得る。



活用の基本方針・方向性・方法

- ・史跡小牧山や地域の歴史や文化を学ぶ場として学校教育や生涯学習で有効活用を図る。
- ・史跡来訪者を増やし、史跡に愛着を持ってもらえる機会を創出する。
- ・史跡の価値や発掘調査等の調査研究成果を適切に公開していくため、小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）を有効利用し、小牧市歴史館との連携も図る。

整備の基本方針・方向性・方法

- ・史跡の保存、活用のために計画的に整備事業を進める。
- ・調査研究成果を反映し、史跡の価値を正しく伝える。
- ・保存のための整備は、史跡の本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を維持していくことを目的とする。
- ・活用のための整備は、史跡の本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を、正しく、わかりやすく伝え、史跡への理解を増進させることを目指す。
- ・史跡来訪者が安全、快適にすごせるように園路や便益施設等の整備を行う。
- ・史跡来訪者に正確に情報を伝えることができるようにサイン整備を行う。

運営・体制の整備の基本方針・方向性・方法

- ・史跡小牧山の保存、活用を適切に進めていくため、市教育委員会をはじめ庁内関係部署、学校、有識者、関係機関に加え、市民、ボランティアなど様々な主体と連携した、効果的な運営、体制を整備する。

6. 施策の実施計画の策定・実施（第10章）

第5章の大綱と基本方針、第6章から第9章までの保存管理、活用、整備、運営・体制の整備における各方向性と方法において実施すべき施策とそれらの実施期間を整理しました。

なお、施策の具体的な内容や実施時期等は、今後行う現行の『史跡小牧山整備計画基本構想』の見直しの中で決定していきます。

7. 経過観察（第11章）

本計画の進捗状況の確認のため、自己点検を行います。自己点検結果から問題点や課題を抽出し、計画期間が終了する令和8年度を区切りとして、本計画の見直しを行います。

【参考】現状変更等の取り扱い基準

現状変更等の取り扱いの原則

- ・史跡の保存、活用上、公益上またはその他の理由により必然性があること。
- ・遺構に影響を及ぼさない内容であること。
- ・必要最小限の内容であること。
- ・景観に十分に配慮された内容であること。

現状変更等の行為	許可基準
発掘調査及びその他の学術的調査	遺構の保存、状況把握を目的とした調査で、適切な範囲で行うものは認める。
遺構等の整備	発掘調査やその他の学術的調査に基づき、史跡の本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を保存、活用するための整備で、遺構の表示方法や説明方法等を十分に検討したものは認める。
小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築	上記原則に適合する場合は認める。
小規模建築物以外の新設、増築	認めない。ただし、民有地における既存宗教施設においては、宗教上必要な場合、上記原則に適合する場合は認める。
建築物（同上）の改築、除却	上記原則に適合する場合は認める。
工作物の設置、改修、除却	上記原則に適合する場合は認める。
道路（園路は除く）の新設	認めない。
園路の新設	遺構等の活用上必要な場合は認める。
既設道路、園路の改修	上記原則に適合する場合は認める。
電柱、電線、水管、下水道管等の設置または改修	上記原則に適合する場合は認める。
木竹の植栽（更新含む）、移植、伐採	上記原則に適合する場合は認める。
木竹の伐根	遺構等の整備に伴う場合、根が地下遺構に悪影響を及ぼしている場合、残置した場合に危険と判断される場合は認める。
土地の形状変更	遺構等の整備に伴う場合、災害防止、災害復旧の場合は認める。